



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

特集

障害者グループホームの 総量規制の方向性は



障害福祉サービス等については、事業所数（とくに営利法人が運営する事業所数）が急増しているなか、株式会社恵の事業^{*1}のように、広範囲の多くの利用者に影響がある処分事例も発生していることから、社会保障審議会障害者部会では運営指導・監査の強化やグループホームの総量規制等が検討されており、まもなく内容が取りまとめられます。議論の状況をみていきます。

グループホームの利用者は、障害の程度が軽い人、重い人、医療的ケアが必要な人など、その状態は多様であるとともに、居住形態も戸建て型やアパート型（ワンルーム型）など、さまざまな形態が存在している。また、障害の重度化・高齢化への支援体制の整備が課題となつており、2018（平成30）年度の障害福祉サービス等報酬改定において、新たに重度障害者に対応する日中サービス支援型グループホームが創設されるとともに、2021（令和3）年度、2024（令和6）年度の報酬改定において、重度障害者支援加算の拡充等が図られてきた。

一方で、近年は障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が指摘されている。実際に、障害福祉サービス

等の総額の動向をみると、持続的に伸び続けているが、とくに2023（令和5）年度から2024（令和6）年度にかけて12・1%と急伸している（図1）。また、サービス類型別にみると、共同生活援助（グループホーム）は13・2%の伸びとなっている（図2）。さらに、設置主体別にみると、とくに営利法人が設置する事業所が増加している（4頁図3）。事業所数を都道府県別でみると、全国平均は12・0事業所（人口10万人当たり）であるのに対し、佐賀県（21・3事業所）、北海道（17・2事業所）、鹿児島県（17・0事業所）が多く、東京都（7・2事業所）、広島県（7・8事業所）、岡山県（7・9事業所）で少ないと、地域差も大きくなっている。

総量規制の対象として追加する方向へ

**急速に增加了した
障害者グループホーム**

障害者向けグループホームは、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるため、2006（平成18）年度に障害者自立支援法のサービス（共同生活援助）として位置づけられ、整備が推進されてきた。現在のグルー

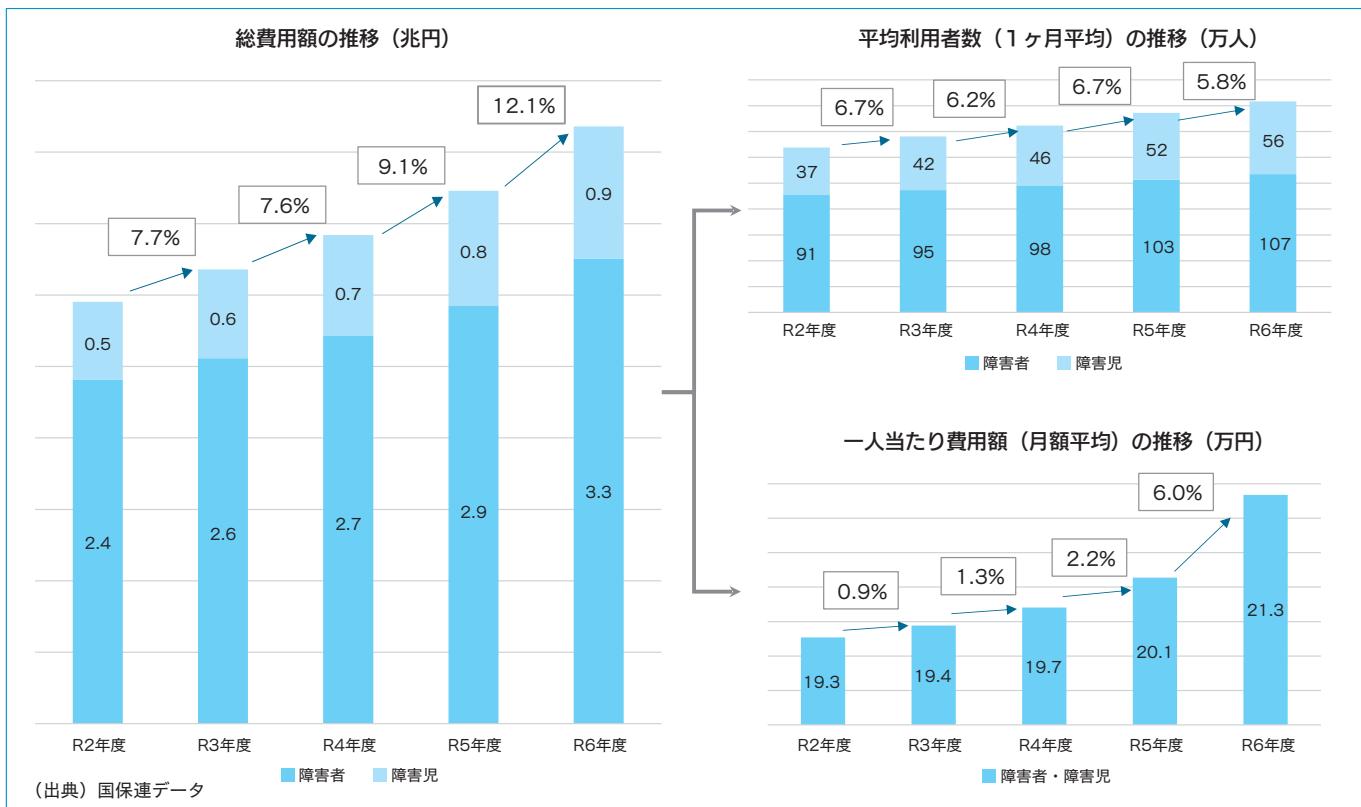
ループホームが創設されるとともに、2021（令和3）年度、2024（令和6）年度の報酬改定において、重度障害者支援加算の拡充等が図られてきた。

総量規制の対象として追加する方向へ

こうした状況を受け、社会保障審議会障害者部会（以下、障害者部会）では、①地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的に行われるための方策、②指定のあり方（総量規制・意見申出制度）、③サービスの質の確保のための方策等について議論を行つており、

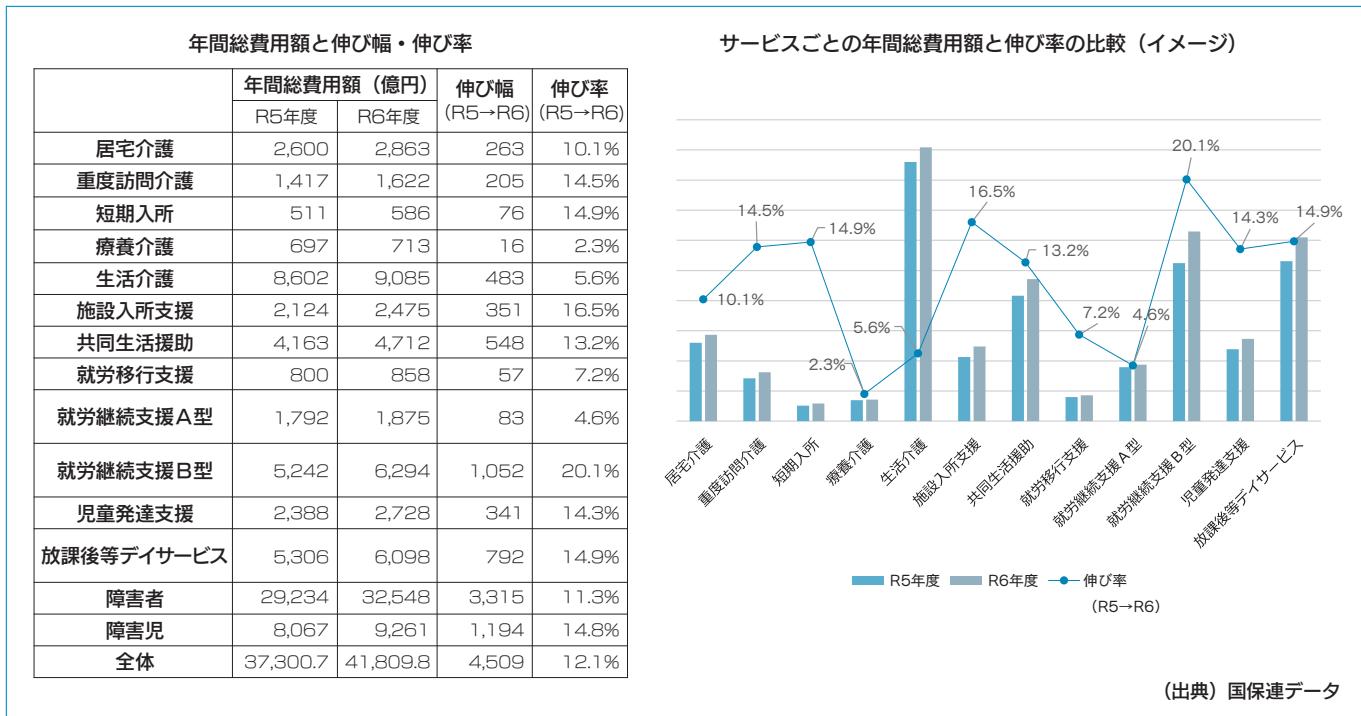
*1 全国で約100カ所の障害者グループホームを運営していた株式会社恵が、入居者への経済的虐待（食材費を過大徴収）、報酬の不正請求等を行っていたことに対し、いわゆる連坐制を適用。すべての事業所の指定更新を認めない行政処分が行われた（順次、他法人へ事業承継）。

図1 近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向



第48回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料6より

図2 R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率



第48回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 資料6より



距離を超えた共創、3法人が目指す新しい福祉連携のかたち

— 東京都八王子市・社会福祉連携推進法人一五戸共栄会 —

令和4年4月に創設された社会福祉連携推進法人制度は、社会福祉法人などが社員となり、福祉サービスを行う法人同士の連携・協働を図るための取り組みを行う法人制度となっている。制度の活用により、福祉・介護人材の確保や経営基盤の強化、地域共生の取り組みの推進などが期待されており、令和7年12月現在で全国の33法人が認定を受けている。

平成4年11月に設立された社会福祉連携推進法人一五戸共栄会は、東京都八王子市の「誠会」、岐阜県中津川市の「五常会」、北海道函館市の「戸井福祉会」の3法人が参画している。人口動態の変化に伴う地域福祉の多様化・複雑化・福祉人材の労働需給のタ

イト化などの環境変化に対し、ス

トアード（スル）の水野敬生氏は次のように説明する。

「もともと3法人は、創設者が同じで法人規模は異なるものの、それぞれの地域で特別養護老人ホームを中心とした介護事業を展開していました。そのようななか、平成30年2年にかけて全国各地で自然災害が頻発し、広域の支援ネットワークを構築するため、令和2年2月に3法人で災害時の相互応援協定を締結したことがきっかけでした。その後、社会福祉連携推進法人が創設されることになり、災害時の支援体制とともに経営基盤の強化を図るために、社会福祉連携推進法人を設立しました。

設立に至るまでの流れとして、令和4年9月に一般社団法人共栄会を設立し、同年11月に全国で5番目、東京都では初の社会福祉連携推進法人として認可を受け、令和5年5月に現在の法人名

東京都初の 社会福祉連携推進法人を設立

令和4年11月に設立された社会福祉連携推進法人一五戸共栄会は、東京都八王子市の「誠会」、岐阜県中津川市の「五常会」、北海道函館市の「戸井福祉会」の3つの社会福祉法人が参画し、経営基盤の強化や災害時の支援体制を整備しています。実践する連携・協働の取り組みについて取材しました。

ケールメリットや相互の長所を活かしたシナジー効果を發揮させ、地域福祉に貢献することを目的としている。

社会福祉連携推進法人を設立した経緯について、社会福祉法人一誠会常務理事（一五戸共栄会会长付き特別補佐兼

ス）の水野敬生氏は次のように説明する。

法人の概要

社会福祉連携推進法人 一五戸共栄会

〒192-0005 東京都八王子市宮下町 983

TEL 042-691-2830

FAX 042-691-8288

URL <https://kyoeikai.or.jp/>

法人設立：令和4年11月

理事長：土屋 大二郎

参加法人：社会福祉法人一誠会、社会福祉法人五常会、社会福祉法人戸井福祉会



5つの連携業務に取り組む

同法人は、社会福祉連携推進法

に変更している。法人本部は一誠会が拠点とする東京都八王子市に設置し、理事長には五常会理事長の土屋大二郎氏が就任した。

なお、法人名は3法人の頭文字をとつたもので、それぞれの地域で地域福祉に尽力する法人・職員が共に栄えるという想いが込められている。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間……8,988円(税、発送料込)
体裁／A4変型判 本文36ページ
編集・発行／独立行政法人福祉医療機構
編集協力／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949